

## 第15回総務文教常任委員会会議録

1 開会日時 平成27年12月11日（金）午前10時0分

2 閉会日時 平成27年12月11日（金）午後0時22分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

1 番 佐々木雄司君      2 番 光成 良充君      9 番 松田 勲君  
10 番 北川 勝義君      14 番 下山 哲司君      16 番 実盛 祥五君  
17 番 金谷 文則君

5 欠席委員

な し

6 説明のために出席した者

|                      |        |                      |        |
|----------------------|--------|----------------------|--------|
| 市 長                  | 友實 武則君 | 副 市 長                | 内田 慶史君 |
| 教 育 長                | 杉山 高志君 | 総合政策部長               | 原田 昌樹君 |
| 総合政策部参与              | 小寺 康生君 | 総合政策部参与兼<br>秘書企画課長   | 徳光 哲也君 |
| 総 務 部 長              | 馬場 広行君 | 財 務 部 長              | 近藤 常彦君 |
| 教 育 次 長              | 奥田 智明君 | 赤坂支所長兼<br>市民生活課長     | 正好 尚昭君 |
| 熊山支所長兼<br>市民生活部参与    | 田中 富夫君 | 吉井支所長兼<br>市民生活課長     | 荒島 正弘君 |
| 消防本部消防長              | 木庭 正宏君 | 消防本部消防次長兼<br>警 防 課 長 | 黒沢 仁志君 |
| まち・ひと・しごと<br>創 生 課 長 | 遠藤 健一君 | 総 務 課 長              | 入矢五和夫君 |
| くらし安全課長              | 歳森 正年君 | 財 政 課 長              | 藤原 義昭君 |
| 管 財 課 長              | 高橋 浩一君 | 税 務 課 長              | 末本 勝則君 |
| 収納対策課長               | 土井 常男君 | 監査事務局長               | 元宗 昭二君 |
| 会 計 管 理 者            | 直原 平君  | 教育総務課長               | 藤井 和彦君 |
| 学校教育課長               | 石原 順子君 | 社会教育課長兼<br>スポーツ振興課長  | 前田 正之君 |
| 中央公民館長               | 土井 道夫君 | 中央図書館長               | 三宅 康栄君 |
| 中央学校給食センター<br>所 長    | 久山 勝美君 | 熊 山 支 所<br>市民生活課長    | 藤原 利一君 |
| 消 防 本 部<br>消防総務課長    | 小竹森美宏君 |                      |        |

7 事務局職員出席者

議会事務局長 富山 義昭君      主 幹 黒田 未来君

8 審査又は調査事件について

- 1) 議第63号 第2次赤磐市総合計画について
- 2) 議第64号 赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第34号）

- 3) 議第65号 赤磐市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
(赤磐市条例第35号)
- 4) 議第68号 赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について
- 5) 議第69号 赤磐市吉井B&G海洋センター等の指定管理者の指定について
- 6) 議第71号 平成27年度赤磐市一般会計補正予算(第3号)
- 7) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（北川勝義君） ただいまから第15回総務文教常務委員会を開会いたします。

開会に先立ち、友實市長より御挨拶をお願いしたいと思います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さんおはようございます。

本日は、第15回総務文教常任委員会、本当に年末のお忙しいさなかでございますけれども、開催いただきましてありがとうございます。

本日でございますけれども、12月定例議会に上程させていただいております諸案件及び各担当部局の事業の進捗状況について御報告あるいは御審査をいただくようになっております。適切な審議をお願いいたしまして適切に御決定いただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第63号第2次赤磐市総合計画についてから議第71号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）までの6件であります。

それでは、まず議第63号の第2次赤磐市総合計画についてを議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、遠藤課長。

○まち・ひと・しごと創生課長（遠藤健一君） それでは、議第63号第2次赤磐市総合計画について補足説明をさせていただきます。

資料のほうは、1枚おはぐりいただきまして、これまでも委員会のほうで御説明をさせていただいておりましたとおりでございますが、本市の持続的な発展を図るため、第2次赤磐市総合計画を策定するというところで、平成26年4月から全庁的な検討を進めてまいりました。市民の参加型ワークショップやアンケート調査を実施し、市民の意見を把握した上で、赤磐市まちづくり審議会及び策定本部会議での審議を重ね、パブリックコメント及び各常任委員会での御意見等を踏まえまして案として取りまとめ、上程いたしましたところでございます。

策定経過につきましては、前回、前々回も御説明をさせていただいておりますとおりでございますが、そこにございますとおりで、まちづくりサロンを始め、アンケート、審議会を計7回、策定本部会議も7回開催をいたしまして、パブリックコメントを9月から10月、9月18日から10月9日でございます。各常任委員会への御報告は、9月15日から始まりまして、3委員会、それからパブコメの結果につきましても、10月21日から23日まで、この折にも、委員の皆

様から御意見を賜り、最終的に案として取りまとめをさせていただき、11月に3委員会で御報告をさせていただいたところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 本会議のときに、原田部長にちょっとお聞きしたんですけども、あれは訂正するあれがあるかという、意思があるかというような表現の悪い聞き方だったんかもしれませんが、政策的に現実と、現場と施策が合わん場合ということに対して、どういうふうに対応するのか、そういうことでちょっと観点で御答弁を願いたいと思います。

○委員長（北川勝義君） 原田部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 下山委員の御質問にお答えいたします。

政策的に現場と施策が合わない場合の対応という御質問でございますが、今般、この計画を策定するに当たりまして、いろいろな状況を把握して現在の状態に沿って必要な施策を盛り込んでございます。基本計画、基本構想の上にも基本計画ということでやっておりますが、さらに細かい事業につきましては、現在実施計画ということで取りまとめているところでございます。

この計画が策定をしまして、その後、社会経済情勢の変化等が何年かたてば進んでくると思います。そういうことを踏まえまして、一応基本計画につきましては、5年の計画としておりますので、また5年後には改定をする予定としております。実施計画のほうにつきましては、3年の計画でつくっていったって、毎年ローリングしていくということに予定しておりますので、実際の現実、現場、現状ですね、そういったものとのそごといえますか、合わないような状態がありましたら、実施計画を策定する段に踏まえまして、そのあたりで対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 新聞に、子育て支援を前面に赤磐市創生総合戦略決定というのが昨日載ったんで。提案をいただいたときに、よく見てあれがあれば言ってくれということで、委員会もありましたが、私たちが、文章をもらたん現場というのは、整合性が見えんわけ。現場に僕らが携わる立場じゃないですから、実際に支援をすとかなんとかするということも、だからこれを見た人が、赤磐市は、ほんなら子育てを前面にというような内容の政策を行って来てないんじゃないかという声があるわけです。じゃから、これからやるんじゃというんなら、そういう形を示してほしいというつもりで、この前ちょっと言うたんじゃけど、あの場で

なかなか資料もないからどういうふうに聞いたらわかるように答えてもらえるんかわからんのじゃから、そういう聞き方したんですけど、あのときに心配するのが、状況に合うた対応をとるとかというような考え方のあれを示してもろうとったら不安に思わんのじゃけど、ただ、今つくったものをみんなに相談したからという、みんなにしたからええんじゃなしに赤磐市としてはこうしたいんじゃというんならわかるんじゃけど、みんなに相談したんじゃからそういうあれはないと、こういう考え方はないというような答弁じゃったと思うんですよ、僕が受け取っとるのは。じゃから、やっぱりその辺が、こういうもんが出る以上は、やっぱりあの場で、もう少し市民の人が聞いてとっても理解ができるような答弁をしていただいとったら、ああ真剣にやってもろうとんじゃなと、こういうふうに受け取ってもらえるんじゃろうと思うんですけど、あれじゃったら、もう形式的に相談をして意見を聞いて取りまとめてやったんじゃから、変えれんと、こういうだけの回答にしかとれんのんです、僕から見ても。じゃから、一般の人もお、こうやって、そういうことに努力しようる人が聞いたら、ああ情けないなという感覚に至るとということなんで、そういうことに対しての今後、どういうふうにそういうことに対して対応していくか、こういうことがある以上。新聞、見られとんじゃろ。うん。東備版。山陽の。

○総合政策部長（原田昌樹君） いつの日付のですか。

○委員（下山哲司君） 11月17日。

○議会事務局長（富山義昭君） 濟いません。個々のやりとりは、やめてください。

○委員（下山哲司君） じゃから、やっぱりそういうときに、もう少し、答弁でも、いい、みんなが、ああそうかというような答弁をしていただいたら、聞いた値打ちもあるし、答えてもろうた値打ちもあるというふうに思うから言うんで、やっぱし議会何も知らんのんじゃねえんかというように思われたらおえんし、執行部のほうも、形式だけでやりよんか、じゃから最初に言ようったのは、これはつくるだけじゃねえかというぐれえな表現もする人もおるわけ。総合計画がほんならどういふふうになつて成功していったかという報告はないわけですから、それが5年たちや変え、5年たちや変えでしょ。どこがどういふふうになつたんか、どういふふうになつたんかというのは、全然一般市民の人はわからんが。じゃから、ああいう場で、もう少し力説をしていただきやあな。皆さんが喜んでいただけるんだと。そういうことに関して答弁をお願いしたい。

○委員長（北川勝義君） はい、原田部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 下山委員の御質問にお答えいたします。

計画につきまして、どういふふうになつていきよんかわからんがなという点につきまして、今般策定します総合計画につきましては、毎年評価を行つて、進捗状況についても御報告をできるようにさせていただきたいというふうに予定をしております。

それから、実際に現場で困っている人がいると、そういうことに対してどう対応していくの

かというところですが、今の提案させていただいておりますのは基本計画までですんで、それよりもさらに細かい事業を盛り込んだもので実施計画というのを今つくらせていただいておりますので、その中で下山委員が御心配のようなところも盛り込んでいけるのではないかとこのうふうには考えております。また、いろんな市民の方の声等がありましたら、逆にいつでも構いませんので、こちらのほうへ教えていただければ、こちらでもそういった御意見を踏まえているんなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 今後、じゃから、そういうことに対して、こういうふうに打ち出した以上は、やっぱり積極的にやっていく、こういう考え方で受け取るときゃええかな。今まで以上に頑張る。はい。もうよろしいです。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（下山哲司君） 細かく、え。

○委員長（北川勝義君） 答弁は、よろしいか。

○委員（下山哲司君） はい、いただきます。

○委員長（北川勝義君） 原田総合政策部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 計画としてつくった以上、しっかり実現できるように市役所挙げて頑張っていきたいと思っておりますので、御協力のほうをよろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） おはようございます。佐々木でございます。

済いません、ちょっと細かいことになるんですが、10ページ、もう今さら何言ってんだっていう話を、叱られちゃうかもしれないんですが、4、経済・産業・雇用情勢の変化の部分なんです。この丸の2番目の丸のところ、TPPを始めとしたと書いておりますけど、これは、各部合意したというだけで、まだ国会のほう、法案も関係する議決もまだ、議案も出されていないような状態でこういったような踏み込んだ表現をTPPという一つの取り組みをあらゆる政策内容というようなもの。もし、これ、文言が変わったらどうするのかなと思ったりするんですよ、修正とかがかかって、野党のほうから。それ、十分考えられるわけで。踏み込んでいいのかなというところと、あと4番目、日本の産業構造が転換していく中でと始まる場所なんですけど、雇用対策が求められますということなんですけども、雇用対策について市が踏み込んで発言していいのかなと思ったりするんです。うちの市が、雇用対策で何か、例えばパートとかアルバイトとかというようなものに対応するようなことができるんですか。資格というか、与えられてる権限の中で。いや、気持ちはわかりますよ、やらなきゃいけないという気持ちはわかるんです。でも、できないことを、権限を越えて書いちゃいけないとこ書いちゃいけないし、書かなくてはいけないようなところを書かれてなかったり、何かちょっと内容が、僕、どう

なのかなと思ったりするようなどこあるんです。例えば、具体的に言わせていただくと、ちょっとページを進めていただいて、例えば16ページ、将来人口の目標。よろしいでしょうか。将来人口の目標ということで書いていただいているんですが、平成36年、4万2,000人ですか、目標。例えば、この、平成36年、4万2,000人いたら、赤磐市の財政を4万2,000人で、あとこれ、高齢者率入りますよね。元気世代の働く世代と、あとそのときの農業の状態であるとか、要するに経済状況の中で、果たして十分な、この4万2,000人で財源を確保することできるんですかと、市役所運営の。例えば、続いて、そういったようなところを感じたりします。そこから辺の試算がどうなっているのか、教えてほしいと思います。

あと続いて、次のページの17ページ。

人が集まり、快適に住み続けられるまちを創りますということで、大きなかぎ括弧をしていただいています。都市機能の充実、若者を始めとした、住んでみたいと思われる。都市機能の充実っていうのは、どういったイメージをとられているのか、もしよかったら教えていただきたいと思います。多分、それは若者とか、2,600人でしたっけ、アンケートか何かとっていただいていますから、とかあと「まちつく〜」ですか、こういったようなところから要望の出たようなものを都市機能として、要望としてそういったものを充実を図っていくんだというようなことをおっしゃられているんだと思います。でも、どういったものが都市機能の充実に当たるのかという、この中に書かれてないので、どういったようなものがあるのか、もし書かれているのであれば、その場所を指し示してください。

住んでみたいと思われるということなんですが、住んでみたいと思われるまちっていうのは、どういう概念なのでしょう。それも教えてください。

続いて、これも同じことになるんですが、21ページ、戦略プログラム、企業誘致による安定的で良質な雇用創出プログラム、この中で、雇用の支援とあります。先ほどと一緒なんですが、雇用の支援、うちの赤磐市できるんですか。これ、何を指していらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。というのは、どんな仕事につくのかっていうのは、個人の自由でありまして、市役所にこんな、何ですか、多様なライフスタイルに対応した雇用の場の確保及び雇用の支援と言われる筋合いではないんじゃないのかなと思うんです。働きたい仕事、皆さんつくんじゃないんですか。

いやいや。だと思えますよ、僕は。僕は、そう思うんですから。

続いて、22ページなんですけども、現状と課題の部分なんですけども、国の調査によるとというところで始まりまして、指摘されていますということなんです。国の調査によって指摘されているものがうちの赤磐市に当てはまる根拠って何なんですか。

今、羅列しただけでもこんだけあるんです。どうも、書きたいことを書かれているだけで、実体に、うちの赤磐市の実体に合っていないんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういう根拠に基づいてこれを作成したのか、もう一回わかりやすく説明していただいていたいいで

すか。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員に、ちょっと申しときますけど、皆、総合計画の出されるのは、個々の考えがあってやられるんで、10月、11月のときも、先ほど遠藤課長のほうが説明したように、パブリックコメントからずっとやってこられたので、そののところも尊重するというのを考えて発言していただきたいと思うんですが、個人の考えでどうこう言われるのは、それは個々でやられるんで、仕事も、これも私が説明するまでもなく、赤磐市のほうが5年間の総合計画をかける中で、このようなことをこういう状態をやりたいと詳しい運営については1年で、先ほど下山委員が言われた見直しもかけるということがあったり、報告もするという事なので、個々の考え方、違いもあると思うんで、ということもあります。部長のほうで、先ほど言われたところで、わかる範囲で結構なので説明していただきたいと思いますのでお願いします。また、市長が言われるなら市長でも結構ですけど。

はい、原田総合政策部長。

あ、失礼、ちょっと失礼。

さっき、ちょっと気になって、言われたんですけど、10ページのTPPの再度確認なんですけど、連携協定を始めとした国内へ影響を及ぼす事案について動向を注視する必要がありますとあるんじゃないけど、質問の中では、質疑の中ではもう決まったように書いとる、決まったらへんよという、注視する必要があるという、これ、決まったからどうこうじゃあねえと思うんで、そこらのとこをやっぱり、先ほど佐々木委員が言われた質問の内容が全く理解してねえのがあると思うんで、佐々木委員にそこは、再度確認を、決定してねえんですけど、こういう流れでいっとるという、これがおかしいというんか、ここへ決定というのは、書いてねえんで、ちょっとそこらのとこをどう質問したか、もう一度、再度質問だけもう一遍やっと思ってください。質問が、質問がおかしゅうなるから。

○副委員長（佐々木雄司君） 動向を注視していく。改めまして佐々木です。

このTPPという言葉が、何の確定も、今受けてないんですよということなんです。

いや、でもTPPは、一つの……。

○委員長（北川勝義君） 説明、説明、さっき言うた、そういう考え方というのだけ、聞いて言うていただきゃあよろしい。

○副委員長（佐々木雄司君） 何の決定もなされてないわけですよ。もしかしたら、国会のほうの修正でTPPという名称が変わる可能性もある。そしたら、ここのところも変わるんですかということなんです。

○委員長（北川勝義君） 原田総合政策部長。先ほども言ったことで答えていただきたいと思えます。

○総合政策部長（原田昌樹君） 佐々木委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、10ページ、TPPの話とか雇用対策が求められていますと、踏み込んでいいのかと

か、T P Pという表現がどうかということでございますが、これは、現時点での社会環境の変化、8ページから始まっておりまして、時代の潮流ということで、現時点でのものを書かせていただいております。もし、このT P Pという表現が、言葉が変わるといったようなことがありましたら、それは次回の改定か何かのときにその辺は修正をする可能性はありますが、とりあえず現時点でのこういった状況ということで書かさせていただいております。

それから、雇用対策は市がするとかどうのこうのというのではなくて、こういった細やかな、きめ細やかな雇用対策が求められているということなので、現在の状況について書かせていただいているものですから、問題はないというふうに考えております。

それから、16ページですか、将来人口の目標ということで、4万2,000人、試算の根拠ということでございますが、現在赤磐市のその17ページのところの人口推計の表をまず見ていただきたいと思っております。2015年、こちらの人口推計では4万2,475人おります。これが10年後の2025年、3万9,577人になると、4万人を切るまでに減少するということが社人研による推計で報告をされております。このことを踏まえまして、平成26年12月25日に開催しました第1回の赤磐市まちづくり審議会におきまして、将来人口の目標数についての委員の皆様にご審議いただいた結果、人口減少を食いとめ、10年後の平成36年度末の人口を2015年並みに維持することを目指して将来人口目標の4万2,000人を決定をさせていただいたところでございます。その根拠のほうですが、赤磐市の、今その下へ合計特殊出生率1.61を目指しますとありますが、このまちづくり審議会におきまして、将来人口の目標4万2,000人を達成するために、岡山いきいき子どもプラン2015、こちらの平成31年度末における県の合計特殊出生率の達成目標1.61、こちらを指針といたしまして、赤磐市の平成36年度末の合計特殊出生率の目標も1.61ということで決定をさせていただいております。ただ、この36年度末に合計特殊出生率1.61を達成した場合におきましても、平成36年度末の人口につきましては推計値で4万107人と、目標には約1,900人届きません。そういったことから、それプラス大型住宅団地などの居住の受け皿が十分にあるということで、その取り組みを生かして社会増への取り組み、特に子育て世代の移住・定住への取り組みを推進をするということで、社会増約1,900人を加えまして目標4万2,000人ということの達成を目指していくということで決定をさせていただいたところでございます。

それから、4万2,000人を達成したときに、財政のほうがもつのかという御質問があったと思っております。この人口の目標と関連してですが、この将来人口の目標につきましては、地域における消費市場の縮小、経済規模の縮小による経済活力の減退や文化活動、地域コミュニティの衰退などによる生活水準の低下を防ぐために、第2次赤磐市総合計画の最終年度である10年後も同程度の人口規模を保とうということで設定されたものでございます。それに対しまして、市財政の健全化ということにつきましては、総人口の規模以外に、さまざまな要因が関係してきますため、現在と10年後の人口が同程度であることのみによって一概に市の財政が支えられ

るといことは断言はできないと思います。そういったことから、赤磐市の総合計画案の60ページをごらんいただきたいと思いますが、基本計画の進め方というページがあると思います。この中の第2節、市財政の健全化というところがあると思います。このところで、行財政改革の指針であります赤磐市行財政改革大綱のほうを策定しまして、市財政の健全化を進めることを明記をしておりますが、今後につきましては、赤磐市の総合計画、第2次の総合計画とこの赤磐市行財政改革の大綱、こちらが両輪となって赤磐市の持続的な発展、財政と事業ということで進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、住んでみたいと思われるまちってどういう町ですかという御質問、17ページのところであったと思うんですが、こちらにつきましては、外から市外の人が見たときに、赤磐市っていい町ですよと、環境もいいし、暮らしやすいし、ぜひ今度移住するんなら赤磐市へ住んでみたいというふうに思っていただけの町というのがイメージでございます。いろんな施策、それから住民の支え合いでありますとか、それから自然環境はもちろんのことなんですが、温暖で暮らしやすい町でありますし、原発からも遠いですし、交通の便も、高速道路のインターがすぐ近くにありますが、かといって全くの困るような田舎というのではなくて、岡山市からも非常に近い位置にありますので、岡山へ働きに出ている人も非常に多いような状況があります。そういったいろいろな面を含めて住んでみたいと、選ばれる町というふうなものを目指しているところでございます。

それから、21ページでございますが、雇用の支援のどういうことかと、新規立地企業の雇用の支援と。これ、新規立地企業、よそから余りこちらの状況、事情に詳しくない企業さんが新たに立地して来られた場合に、雇用を、こちらで新規雇用をしていただく際に、そういったお手伝いですね、サポート、職安でありますとか、そういった地元雇用をしていただくためにそういった支援をさせていただくという方向性を書いているものでございます。

以上でしたかね。よろしいか。

○委員長（北川勝義君） それでよろしいか。

佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 詳しくお答えいただいてありがとうございます。

まず、17ページの住んでみたいと思われるまちというのは、16ページの基本理念、この丸の2番目のところですね、ここら辺に書かれているんだらうなというところで御紹介いただいたら大変よかったんですけど、こういうことでよろしいんですよというところの確認と、あとごめんなさい、先ほど市民数のことをおっしゃられて、これに市の財源というようなものが特定をするということでは、固定をするということではございませんというようなお返事いただきましたけども、やっぱり……。

ああ、ごめんなさい。どのようにおっしゃられたのか。将来の市民の数、人口というようなものが、直接市の財源に、財源の確保というところには特定されませんという類のことをおっ

しゃられました。よかったですね、それで。そういったぐあいにおっしゃられたと思います。

でも、しかしながら、市民数というのは、基礎財源の部分ですよね。基礎的な財源の部分で、このところをやっぱり固めていかなければいけないんだと思います。平成36年までの途中の財源にしましても、途中の財源目標にしましても、やっぱり不足する財源をどのように考えていくのかということところというようなものをどっかに書かれてなきやいけないんだろうなと思ったりするんですが、そういったようなところを関連するようなところを書かれているところがあるんでしたら、ちょっと御教授いただきたいと思います。

あと、何を言おうとしたかな。

雇用のお話なんです、最後に雇用のお話ししていただきましたけども、私が言いたいの、そうなんです。雇用とかの支援するのは、あくまでハローワークさんが専門部署としておやりになられているわけで、赤磐市が雇用の支援するのではなくて、ハローワークさんとかと連携をとってとか、そういったような言い回し、文言になるんじゃないんですか。赤磐市が直接雇用支援できるんですかということなんです。そこら辺のところ、どうなのかなということちょっとお尋ねさせていただいていいですか。

○委員長（北川勝義君） 答弁、願います。

はい、原田総合政策部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 財源の問題のところ、どこに書いているのかなということでしたが、先ほどちょっと見ていただいたと思うんですが、60ページの第1章、基本計画の進め方の第2節、市財政の健全化のところ、市民とともにまちを運営し、市の発展を支える足腰の強い財政基盤を築くため、行財政改革の指針である大綱を策定し、財政の健全化を進めますということで、行財政改革も並行して進めながら、財政の健全化を進めることによって財源の確保を図っていくと。

それから、先ほど人口が、お答えしたときに、結局、人口の確保、総人口の確保というのは、まずもって必要になってくるんですが、今、例えば今の人口の構成からいきますと、10年後にはやっぱり、10年皆さんお年をとられるんで、高齢化が進んでまいります。そうなってくると、労働生産人口の部分がどうしても減ってくるのが想定されますんで、そういったところを、減った分を逆に社会増によって働く世代の確保を入れたり、子育て支援によってその先の労働生産人口の確保を図っていくことによって労働生産人口自体の確保も同時に進める、それから減る分については、行財政改革等を進めながら、バランスをとっていくということが必要であるというふうに考えております。

それから、雇用のところですが、先ほどもちょっと御説明をさせていただきましたが、まさしく今現在雇用のところで一番キーになってくるのは、ハローワークということになってまいります。それで、29ページ、ごらんいただきたいと思います。

先ほど言われた雇用の支援、新規立地企業への雇用の支援ということなのかということをも具

体的に書かせていただいておりますのが、29ページ、こちらが基本計画。先ほどのところについては、基本構想の部分になりますが、29ページをごらんいただきたいと思います。一番上の⑤のところですが、新規立地企業の人材確保支援、企業が安心して市内に立地することができるよう、誘致企業が求める人材の確保を支援する体制を整えますと、このためハローワーク、御指摘のハローワークです、県内高等学校、県内外の専門学校、大学等、幅広い関係機関と顔の見える関係を構築し、求職者の情報把握を進めますと。そして、学校等において就職説明会等を開催し、求職者と企業とのマッチングを促進することで、企業が求める人材の確保による市内への企業立地と市内就業者数の増加による人口増加・地域経済の活性化を図りますということで、具体的にはそこにまずは書かせておりますし、ハローワーク等の連携というのは、その下のところにも書かせていただいておりますので、市単独でやるということではなくて、ハローワークを始めさまざまなところと連携をして協力いただいで進めていこうというような記載にさせていただきますので、委員御指摘の内容と合うのではないかというふうに思います。

以上です。

○副委員長（佐々木雄司君） よろしいです。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

ほかにはありません。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 企業誘致で、佐々木委員さんが言われてるんですけど、現実問題、図書館にもハローワークの資料がありますし、毎週ですか、下のロビーでハローワークさんに来てもらって、求人のあるをやっておりますんで、そういった意味での雇用の支援というのは、赤磐市がやってると思うんで、それをさらに強化してもらおうという意味だと思うんで、よろしくをお願いします。

○委員長（北川勝義君） 答弁、よろしいか。

はい。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第64号赤磐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第34号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○学校教育課長（石原順子君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） 教育委員会の資料、その1ページをごらんください。

赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中の名称を「就学指導委員会委員」から「教育支援委員会委員」へと改正するものです。

これは、学校教育法施行令の一部改正により、就学指導委員会は、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会に名称を改めたことにより、あわせて委員の名称を改めるものです。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 質疑がないということで、終わりたいと思います。

続いて、議第65号赤磐市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第35号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

はい、課長。

○税務課長（末本勝則君） 議第65号赤磐市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

財務部資料表紙、それから新旧対照表は、3ページから5ページをごらんください。

このたびの改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、関係部分について、来年1月1日から施行されることに伴うもので、法人番号の取り扱い等について、規定の整備を行うため、本年3月31日に専決処分いたしました一部改正条例の一部改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 質疑ないということで、終了したいと思います。

なければ、これで質疑を終了します。

続きまして、65号か、議第、え、失礼。議第68号赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは、議第68号赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

教育委員会資料、1ページ中ほどをお願いいたします。

次期指定管理者の選定に当たりまして、赤磐市シルバー人材センターから指定の申請書が提出されました。先般、10月23日に公の施設指定管理者検討委員会で審議を行いまして、候補者のほうを決定いたしましたので、御審議のほうをお願いいたします。

対象の事業につきましては、赤磐市グラウンド・ゴルフ場の運営管理業務、募集方法は非公募という形で、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日、5年間とさせていただきます。

指定管理者の候補者といたしましては、公益社団法人赤磐市シルバー人材センター、代表者理事長大磯彰太郎様であります。指定管理料は、ゼロ円ということであります。

25年4月から本年度末までの現在指定管理のほうを行っていただいております。次期5年間を更新したいというものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問ありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 濟いませぬ、お尋ねをするんですが、指定管理の内容についてはわかりました。そもそもなんですけど、公営にしておこなきゃいけない理由っていうのは、何かあるんですか。あったら、教えてください。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） あ、濟いませぬ。もう一度、ちょっと…

○副委員長（佐々木雄司君） 公営にしておこななければいけない理由っていうのは、何かあるんでしょうか。根拠を教えてください。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 従来グラウンド・ゴルフ場につきましては、スポーツの愛好者がたくさんいるということで、非常に公営のこういった施設をつくってほしいという、そういった要望の中から、今日市営として設置いたしました。その後、指定管理としてお願いしておりますが、やはり希望が多いそういったものを公営の形でやっていきたいというような中でやっておりますので、そういうものを市の施設として設置して運営をしていきたいというようなものであります。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員、よろしいか。

はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 民間じゃあ、これ、民間、公営外して民間にしたら、もうこの施設は維持できない、そういった状態なんだと、こういうような内容なんでしょうか。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） やはり市営のほうで市民の方を中心に使用料とかにつきましても、赤磐市の市民の方に安く使っていただけるように考えております。そういうようなこともありまして、市のほうで運営を続けていきたいということがあります。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） いきたい気持ちはわかるんですが、根拠、理由というものを明白に教えてほしいんですよと言ってるんです。気持ち、どういうつもりなんですかというふうには聞いてないんです。根拠、これ、民間でやったら維持することができない、そういった財政状況なんですかと。

○委員長（北川勝義君） あのう。

○副委員長（佐々木雄司君） 運営状態なんですかということ聞いてるんです。

だから、だから公営で、ああ公営で税金をかけて維持しなければいけないと、こういう話なんでしょうかという。公営の意味を教えてくださいということなんです。

○委員長（北川勝義君） 今、佐々木委員が言われようことが、執行部のほうはちゃんと答えてください。今言ようんのは、この事業をしたのは、どういう事業であって、どういうもので、建物をしてやったというのを明確に答えて、わかっとなんで、これは個人のことで事業してできる金額でできたかできなかったか、対応からあるんで、全部ちょうど佐々木委員さんは議員になられとる前の話でわからんと言われよんかもしれんのんで、ちょっと説明を明確にしてあげてください。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） ええんかな。前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） この施設は、合併特例債のほうを活用させていただきまして、合併当時から必要な施設ということでやらせていただいております。償還につきましても、平成29年末、29年3月まで残っております。そういうようなこともありまして、合併当時からそういう要望と、そういった財源のほうを活用させていただいております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員、よろしいか。

○副委員長（佐々木雄司君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 他になければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第69号赤磐市吉井B&G海洋センター等の指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは続きまして、議第69号赤磐市吉井B&G海洋センター等の指定管理者の指定につきまして御説明をさせていただきます。

教育委員会資料2ページのほうをお願いいたしたいと思います。

こちらにつきまして、8月の委員会等から御説明をさせていただきます、公募のほうを実施いたしました。そして、3団体の方から指定申請書のほうが出てまいりまして、先般、10月23日の公の施設指定管理者検討委員会でプレゼンテーション及びヒアリングのほうを経まして、審議のほうを行い、候補者の決定を行っております。御審議のほうをお願いいたしたいというふうに思います。

対象業務のほうは、吉井B&G海洋センターほか3施設でございます。指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。指定管理者の候補者といたしましては、特定非営利活動法人吉井スポレククラブ、代表者理事長本荘眞二様であります。主な提案内容といたしまして、5年間の活動実績をもとに地域密着型の活動を展開するという、ほかであります。指定管理料の限度額のほうは、設定を1億299万円と設定いたしました。提案額のほうは、9,780万円、3年間分で御提案をいただきました。この後、決定いたしましたら、関係者と調整をいたしまして、4月から、指定管理者制度の導入で運営のほうをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。何かありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） リポート吉井というのがありましたね。指定管理を受けていただいたら、運営状態が悪くなって、お休みになられて、今後どうするのかというような話になってる話なんです、あれはやっぱり運営状態が悪くなったときに、会社としてそれを支えるだけの企業体力がなかったところが僕は原因ではないかなというふうに思ったりするんです。指定管理、どこの会社、どこの指定管理、どこの市のですね、指定管理を見ても、運営を受け

ていただくときには、きちっと運営期間というようなものは、支えるだけの企業体力があると、資本的にですね、資本的な体力があるというのは、ひとつ考慮されるべき点だというふう聞いておりますし、私もそれは重要なところだろうなと思うんですが。そういったような、何ですかね、財政的に、運営的にまづなくなったときに、何ですか、スポレクさんですか、吉井スポレククラブさんというのは、ちゃんと期間、守っていただけるだけの財政的な、資本的なものというのは、しっかりしていらっしゃるんですか、これは。

○委員長（北川勝義君） 答弁をお願いします。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） スポレククラブさんのほうは、NPO法人ということでありますので、財政的ないわゆる資産的なものにつきましては、お持ちでないという状況だと把握しております。しかしながら、もちろんそういった面も重要なところだとは思いますが、この管理をこれからしていただくことにつきましては、しっかりとやっていただけるものだというふうにこちらの事務局のほうでは思っております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 前田課長、今聞きよんのは、スポレククラブがどうのこうのというんじやのうて、ちょっと最初とめようと思うたんじやけど、・・・・・・のことで、ちょっと関係ねえというんで、ちょっととめようと思うたけど、今言ようること、似たようなことで、資金体制のことを言われたんで、前田課長は、特定非営利活動法人じゃけえ、そういうもんはねえんじやとか、そんなことを聞きよんじやのうて、委員はたしかきょう再度言うのは、お金が、例えば言うたら、・・・・の例が出たんで、まあまあ・・・・は削除して、今言よう、この会社がこんだけのもんをやって、もし1年目とか途中でいけなんたら、資本合わなんだと、資本投入できるんかということ言われよんで、じゃから僕前からこれ、ちょっと要らんこと言うたら、山陽ふれあい公園と一緒に抱き合わせすりゃあええがなと、こういうて言ようた話も出とった、それはまあ別個の話としても、それを聞かれよんで、資金能力があるかねえんかというのを聞かれよんで、対応のあるかないかだけ、そのねえからええとか、あるからええんじやとかという話、ねえからおえんとかという話しようんじやのうて、ちょっとそこんどこ、説明、ちょっと、選考に至ったという、そこのとこちょっと説明してください。

いいですか、そういう意味で。そうじゃねえと、いけまあ。ちょっと言われる、もう一遍。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 提案者の申請書の確認の中では、資金のほうは、他の申請者と比べますと低い金額でありました。

以上です。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員、よろしいか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ということになったら、例えばNPOさんでも、法人は法人ですから、その事業をこれ以外で、NPO法人としてこれ以外でいろいろな活動をするときに銀行からの借り入れも可能なわけですよ、法人さんですから。負債が大きくなって、NPO法人というようなものが支払いができなくなって、もう解散しなければいけないというような話になったときに、これ、誰が運営するんですか、残りは。もし、そういうことになった場合ですよ。それは、今の世の中ですから、可能性ないわけでも、法律的にはそんなこと可能なわけですから、事態に陥らないとも限らないでしょ。そうなったときに、誰が責任とるんですか。だから、ちゃんとした安定的な基盤を持ったところをお願いをするというのは、重要なポイントだし、考えなきゃいけないところだというふうに、指定管理をするときの選考のポイントだというふうに私聞いてるんですけども。そこら辺のところは、どういう判断で、お金の資本を持っていらっしやらないところが大丈夫だというような判断を下されたんでしょうか。大丈夫だという判断ですよ。その根拠を教えてください。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 佐々木委員の御質問にお答えしたいと思います。

3団体の申請内容につきましては、会計士の方にも書類のほうを見ていただきまして、御判断を審議会の中でもいただいております。ただ、その中で、それぞれの株式会社の経営であったり、NPOさんであるというようなこともありますので、その比較によっての何らかの優劣というものは、必ずしも必要なものではないというような御意見もいただきました。

それから、委員が御心配をいただいております内容につきましても、可能性としてはそういったものも想定されることもあろうかと思っております。市のほうは、この指定管理の業務をお願いするに当たりましては、履行保証というような形で、指定管理料の10分の1に相当する金額を一応いただくような形をとっております。もし、そういったような心配のような形が、出てきてはいけないんですが、そういうような形になる場合には、協定書の中では、6カ月前に申し出をいただくようなことも定める予定であります。また、そういうようなことになってはいけません。そういうようなときは、直営の形であるとか、先でまた再募集であるとかというようなことも頭の中には想定をいたしております。委員御心配のところもあろうかと思っておりますが、委員会の審議会の中では、総合的な判断の中で決定をしていただいたというような状況であります。

以上です。

○教育次長（奥田智明君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 奥田次長。

○教育次長（奥田智明君） ちょっと一つ補足させてください。

このたびの指定管理については、指定管理料、全体の収入面とかがございます。さきのグラウンド・ゴルフ場というのは、もう収入で全てやるというふうなことになっておりますが、このB&Gにつきましたの施設の使用料、これが全体の管理料の中でのウェートというのは少のうございます。そういう面で、うちがお願いする分で正当な管理、維持管理ができるものというふうに考えております。

○委員長（北川勝義君） このことについてちょっと話があるので、協議会に切りかえさせていただきますんで。

午前10時56分 協議会開会

午前11時7分 協議会閉会

○委員長（北川勝義君） それじゃあ、協議会を終わりました、委員会に切りかえさせていただきますたいと思います。

前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 佐々木委員の御質問にお答えさせていただきますたいと思います。

委員のほうから御指摘いただきました心配の内容であります。市といたしましては、業務の履行につきましたは、履行保証というような形で10分の1の保証料もしくは保険のほうに入っただくような措置をとる予定であります。

また、財政状況であります。審議会の中におきましては、会計士の方もその中へ入っただきまして、資料を見ていただきました。いろいろ3者の隔たりというものがありますが、基本的には指定管理料のほうを市のほうから必要なものをお支払いして運営していただくというようなことで、その財源に、財政状況による判断というのは必要ではないというような御判断もいただいております。

また、御承知のように、B&G海洋センターにつきましたは、吉井地域のスポーツ団体、スポレククラブさんのほうは、過去5年間、長い間地域の状況に合わせて、あそこを拠点として活動していただきました。そういったようなこともありまして、B&G財団のほうから非常に高い評価をいただいております。最終的に、各審議会の中ではそういったものを総合的に判断いたしましてスポレクさんというようなことで決定いたしております。

なお、団体の方も一生懸命していただくというようなことになっております。市のほうも、バックアップをいたしましていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません。詳しく御説明ありがとうございました。

もう一回、再度確認なんですけど、要するに運営に関しては、赤磐市のほうから指定管理料ということで運営できる十分な管理料をお支払いしてるので、そのスポレククラブさんが資本を持っていなくても大丈夫ですよと、こういうぐあいにおっしゃられているわけですね、確認すけども、もう一度。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

そのとおりであります。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、よろしい。

○委員長（北川勝義君） ちょっとこれはええんじゃけど、どう言うてええんかな。会計士に書類を見てもらうたというの、金があったほうがええんかもしれんけど、公益法人じゃから考え方のこういう事業でやっていくから持ってねえとこでも過去5年間活動しとんじゃからできるような考えを持ってもらうとかなおえんし、それから今指定管理料の話で言ようんじゃけど、これが今やりよるより安いんじゃろうから、実際赤磐市が使いよるより安いからええいうんじゃねえ、もしやってみてから、これ、3年間実施してもらわにゃおえんこっちゃから、してみてから、やっぱり今後の利用状況とか、前も本当はもう1年先に指定管理すると言ようたけど、利用料金を統一するというので、地域的なこともあつて利用料金が下がったら、指定管理料を上げちゃらにゃあいけんのじゃ、できんのじゃねえかということがあつた。こういうことも踏まえて、最初のと時から質問しようつたわけ。こういうとこをやったときにこうなるんじゃねえかというのは。例えば、指定管理料が入りますよ、しかし使用料が1,000万円入りよつたんが、使用料が高うなつて500万円しか入らなんだら、赤字になってくるんじゃねえかという話が出てきよつたんで、そういうこともあつたんで、ぜひ適正なあれにできとると思うんで、やってもらやあ……。そこんとこを明確にというんか、もうちょっとわかるように言うていただきたかつたというんがちょっと一点あつたんで、そういうことです。これ、意見としてあれです。

他にありませんか。

松田委員さん。

○委員（松田 勲君） 今思い出したんですけど、このB&Gに関しては、さっき委員長が言われた経緯もあつて、1年送つたんですけど、そういった間の中で、私も何度か、例えばグラウンドの使用の時間帯とか、そういったことも今度指定管理、来年とかされるんですけど、そういったことも盛り込んだ話はされてるんですか、どんなんでしょう。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） そういったような詳細のことにつきましては、これから決定のところにつきまして、業務調整というような形で1月から3月までの間、引き継ぎ事項として細かいことをお伝えしてお願いをしていきたいというふうに思つてお

ります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） それ、大分前から言ってるんですけど、結局その1月から3月の間に調整されるんですけど、委員会のほうにも最終的にこうなったという話はきちっと報告してくださるんですかね。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員（松田 勲君） 報告して、委員会で確認した上で、4月からそういうふうにするんかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 先ほどの松田委員のことですが、1月から3月まで、業務調整をしていきたいと思います。それにつきましても、またこの委員会のほうで詳細の御報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第71号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから歳入、歳出について補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 失礼します。総務部のほうから補足説明をさせていただきます。

総務部の資料のほうをごらんください。

おめくりいただきまして、平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）ということで、総務課の関係でございます。

1つ目が職員人件費の補正ということで、人事異動に伴いまして各費目の増減調整また育児休業の取得等による給与、手当等の影響について、人件費の補正を行うものでございます。人件費としまして、各費目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費の合計でございます。2款の総務費、1項の総務管理費では、マイナスの310万6,000円、率に直しますとマイナス0.3%の減額ということになっております。

○委員長（北川勝義君） 0.3%や、マイナスやこいるまあが、これ。

○総務課長（入矢五和夫君） あ、済いません。

一般会計全体では、3,384万8,000円の減額、率でいいますと、三角の0.9%ということになっております。

それから、もう一つ、選挙年齢の引き下げに伴う選挙システムの改修について補正をさせていただきます。こちらは、予算書では、補正予算書では、13ページになります。公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げに伴いまして選挙管理システムの改修を行うものでございます。歳出では、2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、13節委託料で、システム保守等委託料としまして13万5,000円を計上させていただきます。歳入のほうは、補正予算書の9ページでございます。14款の国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の総務費補助金で、選挙人名簿システム改修費補助金としまして、事業費の2分の1が補助されます。金額では、6万7,000円ということで歳入のほうでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○財政課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。藤原課長。

○財政課長（藤原義昭君） 財政課からは、歳入歳出1件ずつ計上させていただきます。

財務部の資料と補正予算書11ページ、補正説明資料2ページをあわせてごらんください。

18款繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整により2億600万円増額しております。

次に、歳出としましては、補正予算書は20ページ、補正説明資料は14ページとなります。

14款予備費につきましては、財源調整により32万7,000円の減額としております。

財政課からは、以上です。

○教育総務課長（藤井和彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、藤井課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） それでは、教育委員会の補正予算を説明させていただきます。

教育委員会の資料に補正予算の概要を示しておりますけれども、説明のほうは予算書と予算説明資料のほうで申し上げたいと思います。

予算書の18ページをお願いいたします。

まず、人件費につきまして、10款教育費、1項教育総務費、以下19ページの6項保健体育費まで、それぞれ給料、職員手当、共済費を補正計上しております。教育費全体で、教育長を含めまして職員104人、補正額にしまして3,172万9,000円の減額でございます。これは、人事異動によるものでございます。

続きまして、人件費以外につきまして説明申し上げます。

同じく予算書18ページ、予算説明資料は12ページ、13ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の需用費並びに備品購入費の補正でございま

す。平成28年度に小学校の特別支援学級の児童の増、学級増が見込まれるために新年度の4月からの学級運営ができるように年度内に教室の改修並びに備品を購入するものでございます。該当校は、桜が丘小学校、城南小学校でございまして、それぞれ1学級の増でございます。修繕料551万2,000円につきましては、エアコンを各教室に設置するものでございます。また、備品購入費152万2,000円につきましては、テレビやストーブなどを購入するものでございます。

教育総務課は以上でございます。

○学校教育課長（石原順子君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） 続いて、学校教育課関係をお願いいたします。

まず、予算書、歳入1件あります。予算書10ページ、説明資料2ページ、3ページをごらんください。

これは、放課後学習サポート事業の委託金としての歳入です。市内小中学校に学習支援員を配置し、きめ細かな指導を行う放課後学習サポート事業委託金の増額に伴うものです。15款県支出金、3項委託金、4目教育費委託金ということで、1節教育費委託金として46万4,000円を計上しております。

続いて、歳出をお願いいたします。

予算書18ページ、説明資料13ページをあわせてごらんください。

先ほど歳入で説明いたしました放課後学習サポート事業にかかわっての歳出46万4,000円（後刻訂正）です。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、報酬として嘱託員報酬を計上しております。

続いて、②一般管理事業ですが、これは、産官学連携協力事業の拡大に向けたOAタップ延長ケーブル、タブレット収納庫の購入にかかわっての費用です。次年度に向けての環境整備ということで、市内の8校への対応となっております。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の中の需用費と備品購入費の対応となっております。

濟いません。この説明の中で、先ほど歳出①の教育研究費ですが、46万4,000円ですが、歳出は46万5,000円です。申しわけありません、訂正をお願いいたします。

学校教育課は、以上です。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは、スポーツ振興課からお願いいたします。

教育委員会資料4ページをお願いいたします。予算書のほうは、6ページをお願いしたいと思います。

表中の下段になりますが、債務負担行為として吉井B&G海洋センター等の28年4月から3

年間の指定管理料を追加補正をさせていただくものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、消防長。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 消防関係に関します補正予算、予算書17ページ、資料では12、13ページをお願いいたします。

9款消防費、1項1日常備消防費、給料から共済費にかけまして人事異動によります292万9,000円を補正させていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部から説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。質疑につきましては、一括で受けたいと思います。ありましたら、前後しても結構ですから、質疑をしていただければいいと思います。よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません。消防のほうにお尋ねをするんです。というのが、非常に僕は消防に期待しておりまして、安心・安全をまずは赤磐市に存在しなければ、経済活動も生活のほうも成り立っていかない、もう本当に土台的なところだと思います。そこを担っていただいているところなので、人事異動、これは物すごく気になるんですが、どういった人事異動で金額が下がったんでしょうか。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 消防長。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 増額させていただいたということで。はい。

○副委員長（佐々木雄司君） 増額だったです。あ、ごめんなさい。

はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません。私の聞き違いでした。済いませんでした。よろしくお願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、終わりたいと思います。

それでは、ただいまから本委員会へに付託された議第63号第2次赤磐市総合計画についてか

ら議第71号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）までの6件について採決したいと思  
います。

まず、議第63号第2次赤磐市総合計画について、これを原案のとおり決定することに賛成の  
方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第63号  
は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第64号赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例（赤磐市条例第34号）について、これを原案のとおり決定することに賛  
成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第  
64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第65号赤磐市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（赤磐市  
条例第35号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第  
65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第68号赤磐市グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について、これを原  
案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第  
68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第69号赤磐市吉井B&G海洋センター等の指定管理者の指定について、これ  
を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。起立全員です。したがいまして、議第  
69号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第71号平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）について、これを原案  
のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがいまして、議第71号は原案のとおり可決すべ  
きものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを御確認願いたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し、閉会中の継続調査及び審査の申し出を行いたいと思います。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、このように申し出をいたします。

次に、その他に入ります。

その他で委員さん、または執行部から何かありましたら発言を願いたいと思います。

はい、課長。

○くらし安全課長（歳森正年君） くらし安全課から1件お知らせをさせていただきます。

総務部資料の2ページの下段のほうをごらんいただきたいと思います。

赤磐防災士連絡会の設立総会開催についてのお知らせをさせていただきます。

来年のことになるんですが、2月7日日曜日、中央公民館大集会室におきまして、赤磐防災士連絡会の設立総会を開催いたします。赤磐市では、防災活動のリーダー育成を目的として、平成24年度から防災士養成講座を開催し、本年11月末時点、144名が防災士として認証されております。現在、防災士の方は、個人で地区において防災訓練や啓発などを行っておりますが、現在組織的な活動ができていない状況であります。防災士がお互いの情報を共有、市などの防災訓練参加、また地域の防災活動のリーダーとしてふさわしい防災知識の習得、あるいは技術の向上などのための場の提供を図ることを目的としまして、市内の防災士有志の方と防災士設置準備委員会を立ち上げまして、数回にわたり協議を重ねてまいりました。このほど準備が整いまして、防災士連絡会の設立総会を開催する運びとなったものでございます。この防災士連絡会が設立されまして、防災士相互の連携を図れば、市と協働した防災活動が展開できるものと考えております。

くらし安全課からは、以上です。

○委員長（北川勝義君） はい、藤原課長。

○財政課長（藤原義昭君） 財政課からは、第3次行財政改革大綱素案について御説明をさせていただきます。

財務部の資料1ページをごらんください。

市の持続的な振興と発展を支える財政基盤を築くため、その方向性と施策を明らかにするために、第3次赤磐市行財政改革大綱を策定することといたしまして、平成27年度当初から、市長をトップといたしまして、庁内組織、赤磐市行財政改革推進本部会議を開催し、全庁的に検討を進めてまいりました。また、学識経験者などで構成する赤磐市行財政改革審議会に大綱素案等について諮問をし、審議会でもいただいた御意見、御提案を踏まえて進めてまいりまして、別紙のとおり、素案として取りまとめましたので、御報告いたします。

別紙の第3次赤磐市行財政改革大綱素案をごらんください。

ページをはぐっていただきまして、1ページ目につきましては、大綱に対しましての市長の思いを記載しております。

2ページ目は、これまでの行財政改革の取り組みとなります。中央には、行財政改革大綱の経過を記載しております。中央から下段にかけては、第2次行財政改革大綱の主要施策への取り組み状況を記載しております。

また、平成26年2月には、経常収支比率の改善に着目した赤磐市財政健全化アクションプランを作成し、現在財政構造の弾力化に取り組んでいるところでございます。

3ページ目は、行財政改革を進める基本的な考えになります。行財政改革の必要性からは、市の行革の必要性を期待しております。ここを要約しますと、赤磐市は、平成27年度に、第2次総合計画が策定されます。子育て、企業誘致、移住・定住などに重点を置き、住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと思われ選ばれるまち・赤磐市の実現を目指すこととしております。この実現を支える赤磐市の財政状況は、アクションプランの目標としている90%以下を達成しているものの依然として財政が硬直していることには変わりはありません。また、歳入総額の約37%を占める地方交付税は、平成27年度から段階的に縮減され、平成32年には加算額がゼロになります。このような財政状況の中、人口減少社会、超高齢社会の到来とともに、高度成長時代に建設した公共施設の一斉更新問題が発生し、安全・安心への対応が必要となります。また、地方分権のさらなる発展により、新たな行政サービスも発生いたします。赤磐市の現在の財政状況では、これらの諸問題に対応できるとは言えず、積極的な行財政改革や財政健全化への取り組みをこれからも継続的にしっかりとした財政基盤を築いていく必要があります。このために、総合計画と各種施策を実現するために、自主財源を確保できる町にするなど、まちづくりの行財政改革が町の前輪と後輪として機能し、前に進んでいく必要があることが大切であると考えております。

4ページ目には、行財政改革の推進体制と市民への公表になります。行財政改革を確実に推進するために、市長を本部長とした庁内組織、行財政改革推進本部を中心として、全庁的に取り組み、進んでまいります。大綱の推進管理は、副市長、教育長を始めとする幹部職員が意識を共有し、別途実施計画を作成し、管理していきます。また、行財政改革の推進状況や成果は、市議会や行財政改革審議会へ報告するとともに、また市民向けにわかりやすく市広報紙、ホームページを通じて広く公表します。

行財政改革大綱の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

5ページからは、行財政改革の基本理念と基本方針となります。市の目指す将来像は、第2次総合計画の基本理念そのものです。市の目指す将来像は、中央の枠にありますように、「人“いきいき”まち“きらり”活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市」です。

6ページは、行財政改革の基本理念となっております。赤磐市における行財政改革は、地方交付税の減額にも耐え得る持続可能な財政基盤の確立と第2次総合計画の実現を両立させなが

ら進めていく必要があります。下段になりますと、行財政改革大綱の推進は、第2次総合計画の着実に実現するまちの創生とそれを支える安定した財政基盤を築くためのものであることから、第3次行財政改革大綱の基本理念を四角に囲ってありますように、「まちの創生を支える足腰の強い財政基盤を築く改革」と考えております。

7ページは、行財政改革の基本方針になります。本大綱は、基本理念のとおり、まちの創生を支え、安定した財政基盤の確立を図るもので、行財政改革の実現なしに、まちが発展することとはできません。これからの行財政改革に求められることは、前例主義による行政運営ではなく、費用対効果を意識した行政運営です。そのため、成果や費用対効果を追求するため、すぐれた経営理念や経営手法を積極的に取り入れる企業の経営を大綱の方針として掲げ、行財政改革を進めてまいります。

足腰の強い財政基盤を築くため、本大綱の基本方針に沿った行財政改革の現実に必要な5つの主要施策を定め、財政健全化の判断指標として、財政の弾力化をあらゆる経常収支比率を具体的な目標として掲げております。この5つの主要施策は、次の8ページにあります。下段をごらんください。

この基本方針である企業の経営を支えるのが、5つの主要施策となります。ひと、組織の開発、成果、費用対効果の追求、民間活力の導入、受益者負担の適正化、施設の最適化です。この5つの主要施策により、企業の経営をしていきたいと考えております。

自治体も企業の経営感覚を持ち、成果や費用対効果を追求し、すぐれた経営理念や経営手法を積極的に取り入れ、企業的な経営としております。ここでは、もうけ主義というのではなく、コスト意識、費用対効果を追求し、すぐれた経営手法としております。

このページは、今まで述べました内容をイメージ図化しております。

9ページからは、改革の基本方針を支える5つの主要施策の内容となっております。(1)の「ひと」「組織」の開発としましては、職員の人材開発、定員管理計画と組織開発についての施策内容を記載しております。(2)では、「成果」「費用対効果」の追求としまして、事業目的の明確化、全事業の総点検、財源の確保について施策内容を記載して、10ページの(3)の「民間活力」の導入といたしましては、業務等への民間活力の導入について施策内容を記載させていただきます。11ページからは、「受益者負担」の適正化といたしまして、見直しルールを明確化、各受益者負担の見直しについて施策内容を記載させていただきます。次の(5)は、「施設」の最適化としまして、集約と総量の削減を記載しております。以上の施策を行っていきたいと考えております。

12ページは、目標とする数値といたしまして、本大綱の推進期間であります5年間は、地方交付税の段階的な減額期間に当たります。事業の点検や見直しについて、スピード感を持ってかつ確実に実行していくことが重要で、そのために財政経営の健全化に向けた取り組みについて具体的な目標を持つ必要性があります。目標は、アクションプランと同様に、経常収支比率

に着目し、財政健全化に向けての市の財政を弾力性のあるものとするために、次のとおり目標値を定めております。財政経営の指標の目標値、平成32年度普通会計決算において、経常収支比率85%以下と考えております。中央には、参考として、経常収支比率の今までの時系列を記載しております。下段には、目標値の説明を記載しております。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標です。弾力性のない財政状況では、さまざまな変化に対応できないため、経常収支比率に着目し、数値目標を設定するものとしております。

13ページ、14ページにつきましては、文中に出てくる用語説明となっております。

以上が素案の内容となっております。

素案の説明につきましては以上でございますが、最初の説明の財務部資料1ページに戻っていただきたいと思っております。

今後のスケジュールですが、12月15日から1月15日までパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。その後、寄せられた意見を考慮した上で最終案を策定いたしまして、行革審議会へかけまして再度総務文教常任委員会に提出させていただきたいと考えております。

また、本日初めて大綱の素案をお披露いたしますので、御意見がございましたら、1枚物で御意見をいただく用紙もつけさせていただいておりますので、委員の皆様にご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○管財課長（高橋浩一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、高橋課長。

○管財課長（高橋浩一君） 管財課からは、第2回赤磐市ファシリティーマネジメント職員研修会の御案内をさせていただきます。

財務部資料の2ページをごらんください。

来年1月12日に13時30分から中央公民館において、第2回FM研修会を開催いたします。前回は、神奈川県秦野市職員志村高史氏をお招きいたしまして、公共施設の大量更新問題についてお話をいただきましたが、今回は、内閣官房地域活性化伝道師の清水義次氏をお招きいたしまして、「真の公民連携とは？地域資源を活用したまちづくり」と題しまして、講演していただきます。清水氏は、東洋大学客員教授でもあり、一般財団法人公民連携事業機構代表理事など、多くの肩書をお持ちで、御存じの方も多いと思っておりますが、岩手県紫波町の官民合築複合施設オガールプロジェクトのプロデュースを行った方としても有名でございます。これからの時代は、稼ぐということを意識に持ち、自主財源をしっかりと確保する必要があります。赤磐市でも、今後公共施設の最適化を図る上で公民連携によるまちづくりが必要となると思われまます。市議会議員の皆様におかれましても、ぜひとも研修に御参加いただき、公民連携について、共通理解を深めていただけたらと思いい、御案内をさせていただきます。

御案内状につきましては、議員の方々のボックスへ入れさせていただきます。また、参加人数の把握のため、今のところ参加できそうな方につきましては、管財課まで御連絡をお願いしたいと思います。

管財課からは、以上でございます。

○教育総務課長（藤井和彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、藤井課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） 教育委員会の資料の5ページをお願いいたします。

教育総務課から教育振興基本計画につきまして御報告を申し上げます。

これにつきましては、10月の総務文教委員会で概要を御説明申し上げたものでございまして、今年度赤磐市の第2次総合計画の策定内容を踏まえまして、教育委員会議に諮りながら策定作業を進めてまいりました。

また、10月29日の総合教育会議におきまして、赤磐市の教育大綱としても決定をしたものでございます。

このたび、完成冊子のほうを作成しましたので、委員の皆様にも御一読をいただきたく、本日別冊でお配りをさせていただいております。

以上で報告とさせていただきます。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは、社会教育課から山陽郷土資料館前のメタセコイアの伐採について御報告をさせていただきたいと思います。

お手元の教育委員会資料7ページをお願いいたします。

旧高陽中学校に植樹されまして、今日まで高さ約25メートルに達する巨木に成長しておりますメタセコイアであります。周辺や隣接の市道、通学路でもありますが、冬場には枯れ葉が散乱し、周辺に悪影響を与えておる状況でありました。また、強風等による倒壊による危険リスク等も考えましたら、管理上の安全重視から伐採のほうを今年度中に計画している次第であります。以前、この委員会でもこの件、御報告をさせていただきましたが、関係者の気持ち等も大事にしながら事業のほうをとというような御意見をいただきました。具体的には、高陽中学校、高陽中学校PTA、そして高陽中学校同窓会、また広報紙によりまして市民の方にも呼びかけをいたしまして、御意見を伺いました。安全第一の観点から市が伐採しようということは、よく理解をいただけるところでありますが、現在まであいつた形で、歴史文化ゾーンというような形で、高陽中学校の門とあわせて残されてきた木でありますので、全く姿がなくなることには耐えがたく残念であるなというような気持ちをたくさん聞かせていただきました。市民の皆さんへ周知して、関係者の方々と調整、御意見を聞いてきました。クローン苗木の増殖なども、そういったことも依頼している状態ではありますが、完全に根元のほうから伐採す

るということには、非常に反対の意見が強いということもありまして、資料の写真、一番下のほうの写真にありますが、安全管理上のおおむねの目的が達成できて、なおかつ関係者、市民の方の気持ちも配慮した伐採方法というようなことで、約5メートル残しまして、少し葉を残しまして伐採を行わせていただきたいというふうに思っております。どうぞ御理解のほうをよろしく願いいたしたいと思えます。

それから、資料がございませんが、あわせて1件お願いをさせていただきます。

平成28年成人式が28年1月10日11時からいつものように挙行させていただきます。ふれあい公園のほうであります、議員の皆様にも御臨席のほうをお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上、教育委員会からでした。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 消防総務課から、年度末までの行事について御案内をさせていただきます。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

初めに、平成27年度の年末夜警につきましては、12月28日、29日の2日間、20時から翌日午前2時までの予定で行います。また、夜警に係ります出発式を12月28日月曜日の19時から消防本部で行う予定としております。

続きまして、平成28年赤磐市消防出初式につきましては、平成28年1月17日日曜日、山陽ふれあい公園総合体育館におきまして、9時30分受け付け開始、10時開式の予定で準備を進めております。

次に、第11回赤磐市消防団消防操法訓練大会は、平成28年3月27日日曜日、赤坂ファミリー公園におきまして、8時30分開会、9時訓練開始の予定としております。また、それぞれ近くなりましたら、改めまして御案内をさせていただきますので、よろしく願います。

消防総務課からは、以上です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、以上をもちまして総務文教常任……。

○委員（下山哲司君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 前に、備作高校の件で一般質問の時に、市長が、これを逃したらこれ以上ええ話はねえというて言われてから、内容を教えてくれというて、教えてもらえなんなんじゃけど、経過はどうなっとんか、それとそれまでに学校として使いてえというような話があったんですけど、そういう話があるから、そういう話も出てこず、終わってしもうとるんです

けど、名前が言えんのんなら、状況ぐらいは報告してもらってもええんじゃないかと思うんですけど、どんなですか、市長。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） ありがとうございます。

吉井の備作高校の跡地の利用について、本会議でも御答弁させていただきましたが、今進行中のお話が1件ございます。これについて、まだ最終決定の意思表示がなされたわけではないので、概要について、これは最終決定ではないということでもよければ、少しお話をさせていただきますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（北川勝義君） どういうこと。

○市長（友實武則君） 最終決定がなされていないという状況でありますけども、変わるかもしれないという内容でございますけども、それでよろしければ、お話しさせていただきます。

すなわち……。

○委員長（北川勝義君） 最終決定じゃねえとかじゃのうて、決定してこういうことになってやる、進めてきよるといふんじゃったらやりゃあええけど、まだわからんとか、どうなるかわからんじゃったら、それ、発言するといふて、それ、市長が発言したからすりゃあええんじや、それは控えるべきじや、また言ようて違うたらおかしげなことになるから。僕は、個人的なこと、僕は北川だより出すのは、いろいろそういうのを模索してくれようぐれえしか書いてねえわけじや、わからんから、内容全体がわからんから。ほんで、ひょっとして、またこれ議会に今ちぐはぐじや。早う百条じゃねえけど、早う言うときゃあ何でもええといふもんじゃねえけ、あやふやな、決まってからという、決まりかけて進めていくんじやいうことになったら、すりゃあええんじやねえかと、まだ僕はちょっと……。

○委員（下山哲司君） いつごろにめど……。

○委員長（北川勝義君） そうそう。めど。大体のことを言われる。それじゃったら、内容的にいうて、迷惑かかるような話もあつたら困るからと思いますんで。

○委員（下山哲司君） どのような状況なんか……。

○委員長（北川勝義君） そうそう、そういうだけのことでな。

○委員（下山哲司君） そういう目的ぐらいは……。

○委員長（北川勝義君） 内容わからん。

○委員（下山哲司君） な。教えてもらっても、それは個人的に問題にはならんと思う。

○委員長（北川勝義君） 委員会じゃのうて、やっただせえ。

○委員（下山哲司君） 本来なら、ああいうもんが、言えれんから進めるいうこと自体が、公の施設なんじやから、おかしいんであつて、持ち物は、持つとるとこは、県が持つとつて、和気の高校が管理しよるようなところが、そういうことが言えずに進むということ自体、もう、一

般の人から見たら不信に思う。じゃから、やっぱりそのことでなしに、こういう状況で進みよんじゃというぐらいの説明はあってしかりじゃと思うし、それからこの前あった話でも、そういう話があるから、全くなしにならあな。仮にええ条件であってもなしになる。それが期間が長うなりゃあ、そういうなのが、せつかくのことが……。

○委員長（北川勝義君） あ、ちょう、下山さん、もう。いろいろ言ようられるけど、備作高校活性協議会とか、跡地利用というのがいろいろあるんで、ここで先へ先へ、今、僕は絶えず議会の中でも、協議会すべきじゃねえかということを用いて言うてる、一遍もしてねえ。井上さんときからやってねえ、やるというて、やってねえんじゃ。やめとん、ずっと中止になって、中止じゃねえけども解散、解散いやあ解散で……。ここでやらずにそっちのこともあるのにやらずにここでだあだあ、あんたが思いつきで言われたらたまったもんじゃねえ。こういう考えがある。それは、下山さんの個人的にやるのはええけど、僕らもやられたら、跡地利用するというんが何のための委員会つくってやりようんが、筋が通らんじゃねえ。軽々しゅう発言せられるのはええけども、どれがというて。個々に言われるのはええとしても、今のいろいろなことがあったけえ、先に言うときてえんじゃ、できたらええけど、できなんたらどうなるん。これがこういうことで前へ進むようになりましてというんじゃったら、言うてもらあええと思う。まだわからんじゃったら、まだ早えんじゃねえかなと思うて、今個人的には言われるのは言われようと、それは御自由なことじゃけど、委員会でやるんじゃったら、備作高校の跡地利用協議会のほうへ了承を得てからやってもらわにゃあ、会議でもするとかという、そうしてもらいてえと思うんですけど。私は、そういうんですから。

はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 跡地利用協議会のほうは、赤磐市に任せるからということで一応決をとつとる。

○委員長（北川勝義君） むちゃばあ言うたらおえん。僕は、協議会の会長じゃけど……。

いや、そういうのは、任す任さんじゃのうて、県のことで……。これはまだ協議会に全員諮ってねえのに、発表してねえの、ここだけで、だらだら思いつきで言われたらたまったもんじゃないという話をしようん。これ、当たり前の話じゃが。それは、それで市長が、それは、いやそねえなことはねえわ、協議会、跡地協議会、どねえでもええんじゃけえ、ここでやるんじゃというたら、やってみられ。それ、そこのところは、あなたがやりゃええ。それは、決めておることじゃから、それは下山さんがどういう考え、下山さんが皆正しいとしても、ええとしても、協議会に出てねえのに、協議会がまだ用途も決まってねえ、考え方がねえから前へ行かないという話じゃから、それをやられるんじゃ、市長の考えでやってください。私がどうこう言う話じゃねえ。

○委員（下山哲司君） 市長、じゃあから、そういう形が、公のもので、全く何もしゃべれんいうこと自体おかしいんで。ある程度地域の方も、どういう状況になるんかと思うとるわけじ

ゃから、名前は言えれんというて言われたんなら、形ぐらいこういう形で進みよんじやいうのは当然のことじゃと思うんじやけど。

備作高校の跡地利用の委員会は、赤磐市に任せるということで締めとんじやから。

○委員長（北川勝義君） 違う、違う。

○委員（下山哲司君） よそが文句言うことやこねん。

○委員長（北川勝義君） そんな話じゃねえ。それは、あんたの常識問題考えたらわかるけど。

はい、市長。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

ありがとうございます。

これは、お相手の意思決定がまだ全くなされていない状況ですので、詳細なことを言って、悪影響になってはいけないので、意思決定がなされる、あるいは見込みが立つときにまた委員会のほうにも詳細に御報告させていただきます。これは、いつごろがめどかということもありますけども、なるべく早急に協議は進めていこうということでやらせていただきます。もちろん、岡山県との協議も含めて我々もしっかりとこの跡地活用がいい形でなされるように、しっかりと汗をかいていきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません。僕もちょっと記憶が余り定かじゃなくて、大変、済いません、記憶違いがあったらごめんなさい。

たしかあそこの備作高校を利用するかしないかというところの議論というものもいまだ結論が出ていなかったように思うんです。それを何か使っていただきたいという要望があるというのは、承知しておりました。僕も承知しております。でも、それが使っていただきたいという要望はあったんだけど、じゃあそれをどういうぐあいに使おうかということについては、まだ市のほうからの何の結論というか、決断というものもなかったように僕は、少なくとも僕は耳にしたことがないんです。そういった中で、いきなり何か今お尋ね、お聞きしたら1社ですか。1社の方が申し入れを行ったからといって、それが、ああじゃあもういい機会なんで、それを利用してもらおうという話になるのかなど。むしろ、ほかのところも、もしかしたら使わせてくれというようなどころがあるのかもしれない。あった場合、じゃあどっちを選ぶんだっちゅう話で。それよりむしろ、ほかのところも参入できるような余地があるのかどうなのか。もうそこで決定なのか。であれば、公共的な施設を再活用するのに1社に限定した話を進めるというのは、おかしくないですか。

○委員長（北川勝義君） 話がそれてしまいよる。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、原理原則論の話をしてるんですけど。

公共的な施設を1個のところから話が来たからといって、それをもう確定してしまったら、ほかのところももっといい提案を持ってるかもしれない、もっと赤磐市のためになるかもしれない、もっと地域のこと、いい形になるアイデアを持ってるかもしれないのに、そういった可能性も除外して、もうそこ1個だけ進めるんですか。それ、正しいんですか。今、どういった状態になってるんです。1社だけで、ほかに提案の声を上げれば、御検討いただける余地があるんですか、これ。市長、どんなんでしょう、今。あるんですか、余地が。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） この備作高校跡地につきましては、基本は、公募による選定という形は当然とります。しかしながら、公募を過去に考えてきたこともございますが、いろんな制限があって、これを決めることができなかったという経過を踏まえてのことでございます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、それは、公募をさせていただいた中で、1つしか入ってきませんでしたと、もうじゃあ公募をしたんだけども1つしか入ってこないんで、しょうがないですね、ここで話を進めましょうということであればわかるんです。公募もせずに、1個が来て、じゃあその話を進めようと、何かおかしくないですか。それは、公募してくださいよ。手順、手続必要なんじゃないんですか。公募しないんですか。公募せずに……。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 先ほども言いましたように、基本は公募です。ただ、所有が今岡山県ですので、岡山県とどういう形でやるか、こういったことは協議が必要ですので、まだまだそういったことも協議中ですので、ここで明言することができませんが、基本原則は公募ということで御理解ください。

以上です。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 基本原則公募だという御認識を持っていただいているということで安心しました。

いずれにしても、県のほうとの今協議途中というところで、まだ県のほうと話が全然できてないにもかかわらず、1社のところと話をして、何かいい話なんだ、これをぜひ進めたいんだという御認識でいいんでしょうか。勝手にそんな話していいんですか、他人のものを。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） これは、先ほども説明しましたように、この案件の内容はともかく、これからこの跡地を活用していくための手法を岡山県としっかりと詰めていかないといけないということから、協議はしっかりさせていただいております。その上で、今いただいておりますお話は、赤磐市にとっても有益という判断をしているところでございます。しかしながら、委員が御指摘のように、公平性を持って公募によって決定するという事は、基本的に公募による公平な形での進捗を目指すということだけは、はっきりと申し上げておきます。

以上です。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、最後。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） いろいろ申し上げたいところがあるんですが、それはまた別の機会にさせていただくんですけども、確認なんですけど、最後にちょっと確認させていただくんですが、県のほうとは、まだどのように使うのかというところは、協議中で何ら決定がなされていないということ、何ら決定がなされていないのに1社のところから話を聞いて、赤磐市のためになるというふうな判断を下したと、ほかとどっか比べて最適なおところをお考えになられたんで、1社の話を聞いていただいてそのような判断をされたんだという、こういう御認識でよろしいんですか。そういう御説明いただいたんですが、それでよろしいんですか。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） これが何十団体も話が来ているわけではなくって、今いただいておりますお話は魅力があるということをおっしゃったことでございます。この団体との話を積極的には進めたいとは思いますが、いかんせんこれは岡山県の持ち物であるし、公共的な機関でございますので、しっかりと公平性を保って公募なり、そういった手法をとっての決定というふうにご考えております。それ以外は、ありません。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐々木雄司君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

はい、馬場部長。

○総務部長（馬場広行君） 済いません。次回関係なんで、最後にさせていただいたんですが、次回の委員会の日程でございます。まだ委員長、副委員長と調整ができてない流れで申しわけないんですが、日にちがないので、1月20日にお願いできればという……。

○委員長（北川勝義君） それは、もうええが。そねえ関係ありやへんが。

はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 一般質問のときに、モリモトリョウイチさんのあれを読んだんですけど、これを見とられる人が、今度はもっと前のやつをくださった。こんなことでええんかという。これも、ちょっとここで読ませてもらうとくけど、平成27年9月16日水曜日、文責、モリモトリョウイチ。赤磐市民病院の跡地利用に関して、9月6日及び9月13日に磐梨小学校及びくまやまふれあいセンターで、赤磐市主催で説明会が行われました。その内容は、小規模多機能型居宅介護施設プラス……。

○委員長（北川勝義君） 下山さん、下山さん。

○委員（下山哲司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 読まれよんじゃけど、コピー焼いてくれる。ちょっと内容的に関係ねえことを言われる。ちょっと、先にコピー。

○委員（下山哲司君） 読めんな。

○委員長（北川勝義君） 読めまあ、どうせ。困ろう。

続けて言うてくれりゃあええ、そのうてもええ。あれはわかるからな、内容、今言う、何が言いてえんか。何のその他。

○委員（下山哲司君） いや、あれを見にゃあ、さっぱり言えんぐれえの内容なん。後のほうは。

○委員長（北川勝義君） いや、その一般質問のことを言いてえわけじゃろ、それを言ようるわけじゃろ。

○委員（下山哲司君） いや、これはもう一般質問のときに言うてるから、もう後は市長がどういうふうに扱うか。

○委員長（北川勝義君） いや、市長が……。

○委員（下山哲司君） 個人のことじゃからと言うたんじゃから、それはもう……。

○委員長（北川勝義君） 委員会やこうに、前、前、前、前、前。

○委員（下山哲司君） これは、終わっとる。

○委員長（北川勝義君） 焼いて……。

○委員（下山哲司君） じゃから、市長の管轄じゃから言ようんで、総務的な考え方として、そういうことがあってええんかということ。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、関係して。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 事情といたしますか、お話のほうの趣旨というのは、私も耳にしておりますから、ちょっと私のほうから先に、時間があるんで、お尋ねをするんですが、要するに今何がしさんと言われる方のお名前が出ましたけども、この何がしさんというのは、たし

か区長さんか何かの役職を受けていただいております、行政事務連絡員という職にもついていただいていると思います。お尋ねするんですが、この行政事務連絡員というのは、どういう身分の方なんでしょうか、市役所にとって。行政にとって、赤磐市にとって。要するに、法的な身分ということですか。行政職員なのか、一般職員なのか、請負先なのか。それを教えてください。

○委員長（北川勝義君） 下山さん。続けて。

○委員（下山哲司君） 居宅介護施設プラス単独ショートステイプラス……。

○委員長（北川勝義君） もうそないなことはいい。もう内容はええから。

○委員（下山哲司君） 施設の設置でした。この中で、670万円が9月16日に赤磐市議会の厚生常任委員会で提出されました。この委員会を傍聴したときの状況を報告します。赤磐市議会厚生常任委員会のメンバーは下記市議です。委員長、原田素代、副委員長、福木京子。

○委員長（北川勝義君） もう、これあるから、もう読んで……。

○委員（下山哲司君） 委員、丸山明。

○委員長（北川勝義君） 下山さん、下山さん。

○委員（下山哲司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 文書を配付しとるから、もう読んだら皆わかるから、何が言いてえか、言うてください。

○委員（下山哲司君） 要するに、その下のほうに、しかしじゃ、9月29日火曜日の否決されたということで、いじめじゃとかと書いてあるんですけど、9月29日火曜日の市議会の本会議に上程、再上程されます。

○委員長（北川勝義君） 何が言いてえんか。

○委員（下山哲司君） 再上程というてから、上程されとるもんが再上程じゃ、そのまま……。

○委員長（北川勝義君） 何が言いてえんか、言うてくださいと言ようんじゃ、下山さん。

○委員（下山哲司君） 要するに……。

○委員長（北川勝義君） いらいらするから。

○委員（下山哲司君） 問題は、一番問題なのは、どこじゃったかな。

○委員長（北川勝義君） あ、これが問題じゃあ言よん、この文章が。

○委員（下山哲司君） そうそう、文章の中にね。ちょっと待ってよ。

○委員長（北川勝義君） ちょっと、もうええ。

皆さん、今下山さんのほうから要約したら、そよ風原田素代さんが出した分で、ファクスが来たのが、問題だということ。それから、それが今、それからこの9月16日配付した文責、モリモトリョウイチ、この内容が問題だということで指摘されております。それで、これは、内容的にも、そよ風で出たのは、そよ風さんと話をしてもらうんが一番ええこと。それから、

これのは、厚生常任委員会の傍聴……。

○委員（下山哲司君） そよ風は言ようらへん。

○委員長（北川勝義君） ちょっと、傍聴報告でやっていただきやあええんじゃねえかと思うんで、今佐々木委員も言うた行政連絡委員じゃということのほうが大事なんじゃねえかと思う。それで問題があるんじやったら、やられて、執行部のほうがやられりゃよろしいし、総務文教委員会のほうでこれになつとるからどうこうというて、総務文教委員会の人の名前が出たのでどうこうやることは……。

○委員（下山哲司君） いや、委員長、ちょっと……。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って。

やることはできんと思よん……。

○委員（下山哲司君） 一番大事なとこだけ、言うわ。

○委員長（北川勝義君） ちょっと、ちょっと待って。

皆さんに私は委員長としてこういうことに疑問は感じとんで、こういうことは委員会でやるべきじゃというて、名前を出してやるべき、本会議でも思うてやるべきじゃねえと思うとんですけど、やるべきかというので、どういうことか、お話を取り上げるかというのを聞いてえと思うんで、委員さんで、皆さんで御意見言うてください。僕が勝手に取り上げんとか、皆さんで聞いてくれりゃあええ。追加の分じゃな。

はい、下山さん。

○委員（下山哲司君） 一番大事なとこは、一番後になるんじやけど、市議会議員の中には、倫理観、道徳観、正義感の欠落した議員がいることを知ってください。これが、区長と呼ぶんじやけど、こういう人が、区長会で配つとん。

○委員長（北川勝義君） はい、わかりました。

○委員（下山哲司君） それが、問題だと言よんで。

○委員長（北川勝義君） 今、これ、今、皆さんお聞きのとおり、それが問題じゃと言われよんで、それは総務文教常任委員会の僕はやるべき話じゃねえともわからんので、それ、どねえ思うか皆さんの御意見も聞かせていただきてえいうんと、それからどうしても下山さんがやらなんだらその人を訴えるとか、いろいろ方法はあるけえ、やってください。我々がどうこうというて、これ、総務文教委員会でできたことじやったら、この間も、総務文教委員会に来たことは、調査を一応申し入れするけど、これ、総務文教じゃねえんで、皆さんに御意見聞かせていただきてえんで、この意見がこれはこうじゃ、やらにゃあいけんのじゃと思われるか、だけの意見を聞かせてください。どなたからでも、はい、松田さんのほうから。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） こういったことは、ある意味で個人的なことだし、モリモトさんという名前がこういったことで出る話でもないと思うんです。

- 委員（下山哲司君） 区長さんよ。
- 委員（松田 勲君） うん、だから区長とは書いてないし、じゃから文責、モリモトリョウイチとしか書いてないことですから、余り……。
- 委員（下山哲司君） ここで……。
- 委員（松田 勲君） こういうことで取り上げる話ではないと思うんです。
- 委員（下山哲司君） やらなんたら、大きゅうなるよ、話が。
- 委員長（北川勝義君） 実盛さん。
- 委員（実盛祥五君） 委員会でやることじゃないと思います。これによると。
- 委員長（北川勝義君） 光成さん。
- 委員（光成良充君） 文責、モリモトリョウイチさんて書いてあるもんなんで、先に思っ書かれたと思うんで、モリモトさんが個人でやられたらええんじゃねえんかなと。ここの中でやるよりは、もうこの方に対して、市議会議員の中には倫理観、道德観、正義感が欠落した議員がいることを知ってくださいということなんで、特に個人的に名前を出されてるわけでもないですし、議員として。だから、出されたんなら、その方とモリモトさんがされればええことで……。
- 委員（下山哲司君） 名前、全部出とるよ。
- 委員（光成良充君） いやいや、この市議会議員の中にはでしょ、最後の。
- 委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。
- 副委員長（佐々木雄司君） 先ほど言いましたけども、内容が云々どうのこうのというよりは、要するに市のほうから請負を受けているのかどうなのか、その行政事務連絡員と言われる方の立場、要するに裁判などで確認をしたときのこの方の身分というのは何であるのかというところですね。この方が、例えば公務員に準ずるような、そういうような立場で報酬を受け取っているということで、行政事務連絡員として受けているということで、公務員に準ずるんだというような、そういった判断が下るんなら、この内容は不適切ですよ。公務員の皆さん方がこの内容を書けますか。書けないでしょう。僕は、そういったまず身分の確認をしたいと思います。
- 委員（下山哲司君） 本気になるだけじゃけえ、話が。
- 副委員長（佐々木雄司君） 委員長、済いません。
- 委員長（北川勝義君） ちょっと、発言……。
- 副委員長（佐々木雄司君） この行政事務連絡員の身分というのは、何なんですか。もう一回ちょっと御説明いただいていいですか。
- 委員長（北川勝義君） はい、馬場部長。
- 総務部長（馬場広行君） 行政事務連絡員でございますけれども、まず区長さんあるいは町内会長さん、これにつきましては、各地区町内会におきまして、それぞれ選挙をされる方、推

薦される方、それはそれぞれの地区で違うと思いますけれども、地区の代表者として決められた方が区長さん、町内会長さんでございます。

それから、行政事務連絡委託の関係でございますけれども、これにつきましては、事務を各地区あるいは町内会へ委託をいたしております。その中で、地区へ委託する際の代表者ということで、区長さんあるいは町内会長さんが出てまいります。

それからもう一点、報酬を受け取っているのではないかとということでございますけれども、行政事務の関係等についての区長への報酬というのはございません。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 区長としての報酬はない。報酬はねえ。

はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、おっしゃっていただいた説明、そのとおりなんです。行政事務連絡員というのは、1回お金というのは、区のほうに入って、区のほうに入ったものの中で、誰にそれをお渡しするのかと区のほうで決めると。行政事務連絡員に関しても、誰を行政事務連絡員にするのかというのは、もうその区とか町内会の中でお決めになられることから、それはそうだと思います。

そういった誰が選ばれるかということについてのプロセスについては、今御説明いただいたんですが、この行政事務連絡の委託の規約の中に、行政事務連絡員というものが書かれているわけですよ。7つの項目が書かれてるんです。誰がそれを受けているかということではなくて、行政のほうとして、行政事務連絡員というものが書かれている以上、その方の身分というものはどうであるのか定かにしていただかなきゃいけないですよ。そこの説明を求めているんです。

○委員長（北川勝義君） はい、馬場部長。

○総務部長（馬場広行君） 委員の身分ということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、区への委託ということ、それから報酬を支払っていないということでございますので、公務員ではないという解釈をしております。

以上でございます。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 私は、そのように考えておりませんで、公務員に準ずる者であるというふうに考えております。というのは、行政事務連絡員というものを、その、個人であろうが、員というものが書かれてるわけで、それ、誰がなるのかという話じゃなく……。

○委員（下山哲司君） 委託じゃけえ。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、委託ではなくて。委託でもなくて、公務員、公務員だというふうに、公務員に準ずる身分の方だというふうに考えております。だから、法的な書類が

発生しているんだと思いますから。

○委員（下山哲司君） まあええが、配っちゃりゃあええんじやから。

○委員長（北川勝義君） 皆さん、ちょ……。

○委員（下山哲司君） どねえ言うことはねえ。

○委員長（北川勝義君） 下山さん、ちょっと。

委員会ではこれはこういうことは個人の名前出してやるのは、名誉毀損や個人のプライバシー、いろいろ案件なるんでいけんと思う。なっとる方がやられりゃあええことであって、個人であれ、ことをやるんで、それから今佐々木委員が言われた報酬のことを言うたら、報酬は……。

ちょっと、ちょっと黙っとってください。

区の中へ入って区からするということで、今流れていきよんで、それが果たして妥当性がええんか、いろいろ佐々木委員が今さっき言われたような直接前は区に、区長へ行きよった、本人へ、いうんが、そういうことをせにゃあおえんようになった、いろいろ制度的なことがあるから、これ従うてなったんじやねえかとも思いよんじやけど、それはさておいて、このことについては、その他の案件で、個人的なんでプライバシーがかかってくることをやられるのはやっていたきゃあええんで、この総務文教委員会では、委員の皆さんにお諮りしたら、賛成の、このことを諮るべきではないと、一切委員会でやるべきではないという……。

○委員（下山哲司君） 諮るんじやねえ、聞いとんじやから、質問じゃけえ、市長。

○委員長（北川勝義君） もう黙って、ちょう、最後まで聞かれえ、言いたかったら。あんたの都合のええことばあできるわけねえがな。

○委員（下山哲司君） 何をおめえの都合のええこと……。

○委員長（北川勝義君） わしゃあ、一個も都合ええこと言ようらへんがな。わしゃあ、当たり前のこと、委員長として……。

○委員（下山哲司君） 委員長に……。

○委員長（北川勝義君） 皆さんに、皆さんに。

ちょっと、発言……。人が。

皆さんに意見を聞いたら、委員会で諮るようなことはないと言われたんで、委員会では諮らないということをやりますんで、先ほど言いましたように、下山さんが大きなこと、何をやらうと下山さんがやられることは下山さんがやっていたきゃあ結構なんで、やっていたければええと思います。

それで、皆さんにお諮りしますが、今言いました案件に関する部分は、会議録から削除しましょうか、どうしましょうか。

○委員（下山哲司君） せずに置いてえてよ。

○委員長（北川勝義君） じゃけえ、その意見を確認しようんじやから、あんたがしゃべらず

……。

どうしようと思うんで、皆さんの御意見を聞きたいと思います。

それでは、下山さん。はい、下山さん。

○委員（下山哲司君） 言うた本人に権利があるんじゃないけえ、削除してもろうたら困る。

○委員長（北川勝義君） いや、むちゃばあ。そういう意味じゃのうて……。

○委員（下山哲司君） 委員長、それから私、委員長に委員会で諮ってくれと言うとりゃへんので、市長にその他で質問したんじゃないから。

○委員長（北川勝義君） その他じゃけえ……。諮らにやおえん。

○委員（下山哲司君） 答弁をさせてくださいよ。

○委員長（北川勝義君） 答弁て、諮らなおえんがな。

市長が答弁……。

○委員（下山哲司君） 委員会で諮ってくれと言うとりゃへんのじゃから。

○委員長（北川勝義君） 違う。委員会がこれがそぐう話じゃねえから、下山さん、何遍も…  
…。

はい、下山さんは削除するなということ……。

○委員（下山哲司君） 質疑じゃけん。

○委員長（北川勝義君） 質疑じゃねえわ、そんな話……。

○委員（下山哲司君） 市長が答弁すればええが。

○委員長（北川勝義君） 違うな、これな、委員会で……。

○委員（下山哲司君） 何を答弁しようと思えんじゃけえ。

○委員長（北川勝義君） 委員会でしていただく話じゃのうて、本会議でやっつることを委員会でどうのこうのという話じゃねえから。

○委員（下山哲司君） 本会議のこと……。

○委員長（北川勝義君） 総務委員会がやる話じゃねえ。

○委員（下山哲司君） 本会議で……。

○委員長（北川勝義君） ちょっと下山さん、人が話しようるときに、全部……。

○副委員長（佐々木雄司君） 発言は許可を受けてしてください。

○委員長（北川勝義君） 今、言ようんのは、これが総務文教委員会にかかわるこっちゃったらやられりゃええ、みんなおえんとか言うんじゃないけえ。これ、総務文教委員会じゃのうて、個人の情報やプライバシーにかかわってくることになって、今佐々木委員が言うたような、区長か、区長としての流れの中で、公務員とかと言うんじゃないけえ、それはわかる、その今、馬場部長が答えたようなことでわかるんじゃないけえ、それ以外のことでやるのは、どうかと、私はおかしいんじゃないけえかと思うんで、委員長権限とかどうこういうのは、私はしませんが、皆さんにお諮りして、皆さんに言うたら、これはこういうことは、この委員会でやるべきではない

という意見が出たんで、それを置いて、ただ、しました。それから、今回の案件にする会議録の分はとりましようかと言うたら、下山さんがとってくれるな、わしが預けとんじゃけんというんでとらないという意見が出たんで、とらなんだらとらんということで、皆さんそうさせてもらうという話をしようんで、ちょっとせえから、さっき松田さんが言われたように、市長が答えりゃあ答えてもろうてもええ、ただ委員会として、聞く話じゃないんで、そこのところ、皆さん委員会じゃけえ質疑をせえと言うたら、委員会じゃのうて、委員会が終わって、下山さんと2人やっていただきゃあ、この私が言うのは、納得がいかれると思うんで、皆さんがそれはやらにゃあいけんというたん。それから、今公務員制度のことと準ずるかどうこういうて、準ずると言うたんかな。準ずる。

○副委員長（佐々木雄司君） 向こうは準じない、僕は準ずる。

○委員長（北川勝義君） 準ずる。そのことについては、僕も準ずるかなと思うた。ちょっとようわからんで、ちょっとそこらのこと、再度確認をまたしてください。

それで、今言われた会議録のほうから削除しません、それについては。

そのの答弁については、終わってやってください。よろしくをお願いします。

○委員（松田 勲君） 名前だけは……。

○委員長（北川勝義君） いや、それは名前というたら、それはおえまあ。名前をしたら、またおかしゅうなる。

○委員（下山哲司君） なんで、これをこのまま……。

○委員長（北川勝義君） 違う、名前が出んようになったら……。

名前が出んようになったら、おかしゅうなろう。

ちょっと待って。名前が出なんだら、おかしかろう。

○委員（下山哲司君） 読み上げとんじゃから、ええが、もう。

じゃから、全部読もうと思うたんじゃけど……。

○委員長（北川勝義君） うん、名前が……。

○委員（下山哲司君） だから、そこだけ読んだから、後はこれがあるんじゃからいいですけど……。

○委員長（北川勝義君） 名前があるがな。

○委員（下山哲司君） 市長にどういう見解か、聞きたいというただけじゃから。それ、市長が答えたら済むんじゃから。

○委員長（北川勝義君） 総務文教委員会のほうで、先ほど申しあげましたように、個人情報やプライバシーのことがあるんで、こういうことはうちの管轄でもないのに入っていくことは控えるということに皆さんの賛成になりました。

それから、もう一点は、委員の中で、公務員になるんか、ならないというて言われた、それも再度確認していただきたい。ならんというて、答えていただいとんですけど、もし間違いが

あったら、再度確認していただきたい。

それから、議事録からは削除しないと。今名前も削除がいう、出たんもあるんですけど、名前言わなんだら、わからんのん、誰のことか、せえで読み上げられたので、会議録削除しないということにしておりますんで、それについてはそのままにさせていただきます。

それから、もう一個発議した、質問した下山さんのほうから、市長の考え方が聞きてえと言うんで、考え方だけ、手短にお願いします。もし、言えれば。

はい、市長。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

あ、済んません。

何点かありましたが、まずこの区長という立場について、まず言わせていただきますと、これは赤磐市の中で公務員か否かというのが一つの議論にありましたが、公務員ということであれば、何らかの形で業務を委嘱する行為が必要です。この区長には、そういった委嘱をしたものではないということから、常勤、非常勤含めての公務員ではないということが言えます。すなわち、地方公務員法の規定は適用されません。

しかしながら、区長ということで、行政とのかかわりは、非常に深いもんがございます。そうしたことから、このモリモトさんに対しましては、この文章は、区長と記載がありません。個人としての行動というふうに解釈しているところでございます。

そして、この配付についても、個人的なルートで配付をしたかどうか、もしこれが区長の権限を、権限じゃない、地位を利用しての配付あるいは区長のネットワークを活用しての配付であれば、それは慎んでもらうように注意をしないといけないということで、まずは本人に確認をさせていただくということで私のほうは考えております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） もうよろしい、そのことは。

ありがとうございました。

何。

○副委員長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） 手短に。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

市長、そういうぐあいに……。

○委員長（北川勝義君） 市長、ちょっと……。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、個人の名前が書かれているからとか、区長の名で打っていないからとかというようなことは、通用しませんよ。そんなものは。個人を、警察の言葉じゃありませんけど、個人を装ってとか、そういうような言い方もできるわけですから……。

○委員長（北川勝義君） はい、わかりました。

ありがとうございました。

先ほど申しましたように、議事録には残し、そしてこの委員会では協議をするという話は、その他にないということにしておりますので、よろしく、下山さんも……。

それから、公務員になるのは、今市長も言われましたように、どんなことになるんか、確認するということを一点言われたんで、間違い、馬場部長言うたの、ねえと思う、市長もねえと思うんじゃないけど、ちょっと確認事項、再度、勉強うたあねえ、確認我々も。

それから、もう一点は、出された方、個人にもちょっとどういうルートというんか、調査してみますというたら、また調査、わかれば、教えていただきたいと。次の宿題というか、そのことだけ。

それでは、これで……。

○委員（下山哲司君） 委員長、ちょっと。全然関係ねえようなことなんじゃないけど、一つ、情報を入れてもええ。

○委員長（北川勝義君） もう終わってしてん。

○委員（下山哲司君） ガルテンの……。

○委員長（北川勝義君） 終わってしてん。

○委員（下山哲司君） 一言言うたら済むんじゃないけえ。

○委員長（北川勝義君） 総務文教委員会、関係ねえこっちゃろ。

○委員（下山哲司君） じゃけど、苦情が出るというんじゃないから……。

○委員長（北川勝義君） 苦情が出てええけえ、ちょっと終わって。しまわんけん。そうさせて。よその話をしようたら、おえんから。たまたま例で、指定管理がいけんというたときの話じゃから。それとまた、ちょっと違うけん。

以上をもちまして総務文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、杉山教育長のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

○教育長（杉山高志君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、教育長。

○教育長（杉山高志君） 本日は、本委員会に付託されました6案件につきまして、慎重に審議をいただき、全員の皆様に可決をいただいております。まことにありがとうございました。私たち執行部も、本当に市民の皆さんにとってもわかりやすい説明の仕方を考えてまいりたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございました。

これで本日の委員会を閉会したいと思います。皆さん、本日は大変御苦労さまでした。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任させていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。  
皆さん大変御苦労さまでした。終わります。

午後0時22分 閉会